

亀山市告示第40号

亀山市ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種費用助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種（以下「予防接種」という。）に係る費用の一部を助成することにより、その接種率を高め、百日せき等の発生及び重症化の予防を図り、もって市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この告示により交付する助成金は、亀山市ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種費用助成金（以下「助成金」という。）という。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、予防接種の接種時において、次の要件を満たす者の保護者とする。

(1) 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

(2) 市内に住所を有する者

(助成金の額及び交付回数)

第4条 助成金の額は、予防接種に要した費用の額とする。ただし、2,000円を限度とする。

2 助成金の交付回数は、被接種者1人につき1回を限度とする。

(助成金の交付請求等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種費用助成金交付請求書（様式第1号）にジフテリア百日せき破傷風予防接種領収書（様式第2号）又は予防接種を行った医療機関が発行する領収書その他の予防接種に係る支払額が確認できる書類を添付して、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者は、市長が必要と認めるときは、医療機関による助成金の代理受領の方法によることができる。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条第1項の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

（不正利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他の不正な手段によりこの告示による助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種費用助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長 様

請求者(保護者)： 千
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号



下記のとおり、ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種をしましたので、助成金を交付されたく、ジフテリア百日せき破傷風予防接種領収書等を添えて請求します。なお、この請求に関連し、住所、接種状況等を調査することを承諾します。

1 請求額 _____ 円

2 被接種者名等

被 接 種 者 名	生 年 月 日	接 種 日	接 種 金 額	接 種 医 療 機 関 名
	年 月 日	年 月 日	円	

3 振込先

銀行 農協 信用金庫		支店 支所
普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ		
口座名義人		

備考

ジフテリア百日せき破傷風予防接種費領収書(様式第2号)又は予防接種を行った医療機関が発行する領収書その他の予防接種に係る支払額が確認できる書類を添付してください(写しは不可)。

様式第2号(第5条関係)

ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種領収書

年 月 日

(保護者)

様

下記のとおり、ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種を実施し、その費用を領収したことを証明します。

記

被 接 種 者 氏 名	
予 防 接 種 の 種 類	D P T
接 種 年 月 日	年 月 日
接 種 金 額	円
実施医療機関名	
住 所	
氏 名	印